

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

＜ 令和 7 年 4 月 1 日現在＞

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	株式会社BRIDGE
代 表 者 名	原田 健太
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京都市中京区竹屋町通西洞院西入東竹屋町417番2 (電話) 075-744-1586 (FAX) 075-744-1589

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ありがとう
所在地・連絡先	(所在地) 京都府宇治市五ヶ庄新開14番地31 (電話) 0774-27-7197 (FAX) 0774-27-7199
事業所番号	2661290540
管理者の氏名	高井 萌々香

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看護職員	3	1	1	1		1 主治医の指示による訪問看護計画に基づき指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。
理学療法士						1 訪問看護計画に基づき、理学療法士による指定訪問看護

						護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。
作業療法士						1 訪問看護計画に基づき、作業療法士による指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。
言語聴覚士						1 訪問看護計画に基づき、作業療法士による指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。
事務員						1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	宇治市全域、久世郡久御山町の第2京阪道路から東側、京都市伏見区向島・醍醐・桃山南・石田・小栗栖
------------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	終日
営業時間	8:30~17:30

※ 営業しない日：なし(土・日・祝日も営業)

サービス提供日	365日
サービス提供時間	0:00~24:00

3 サービスの内容

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
訪問看護(介護予防訪問看護)計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護(介護予防訪問看護)の提供	訪問看護(介護予防訪問看護)計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状、障害の観察、健康相談(血圧・体温・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備など) ② 日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切りなどの清潔保持、入浴介助、食事・排

	泄介助など) ③ 医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・腸瘻・在宅酸素・各種留置カテーテルなどのチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談) ④ リハビリ援助行為(拘縮予防、歩行訓練、言語訓練、嚥下訓練、認知予防指導等) ⑤ 認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の相談や助言) ⑥ 精神的支援をはじめ総合的な看護 ⑦ 住まいの療養環境の調整と支援 その他(家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の紹介) ⑧ 苦痛の緩和と看護 ⑨ 終末期に対する適切な看護、死後の処置 ⑩ 流行性感染症罹患者への継続観察 ⑪ その他(家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談、相続に関する相談)	
その他	相 談	介護、医療、介護者の健康相談
	介護者への支援	介護方法指導、社会資源の紹介、解除の工夫、方法等

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

■訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■介護保険を利用した場合の訪問看護料金表

〈保険単位と基本利用料〉 地域区分：6 級地 1 単位：10.42 円

サービス提供時間		サービス単位	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
看護師 による場合	20分未満	314単位	3,271円	328円	655円	982円
	20分以上 30分未満	471単位	4,907円	491円	982円	1,473円
	30分以上 1時間未満	823単位	8,575円	858円	1,715円	2,573円
	1時間以上 1時間30分未満	1,128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 による場合	20分/回(1日に2回 までの場合)	294単位	3,063円	306円	612円	918円
	60分/回(90/100)	794単位	8,273円	827円	1,655円	2,482円

■介護保険を利用した場合の介護予防訪問看護利用料金

サービス提供時間		サービス単位	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
看護師 による 場合	20分未満	303単位	3,157円	316円	632円	948円
	20分以上 30分未満	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
	30分以上 1時間未満	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
	1時間以上 1時間30分未満	1,090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 による場合	20分/回(1日に2回ま での場合)	284単位	2,959円	296円	592円	888円
	60分/回(50/100)	426単位	4,438円	444円	888円	1,331円

①療法士の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。

②当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は

1回につき8単位減算となります。

■介護保険を利用した場合の訪問看護加算項目

加算項目			サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
初回加算(月)	I	350単位	3,647円	365円(1割) 730円(2割) 1,095円(3割)	
	II	300単位	3,126円	313円(1割) 626円(2割) 938円(3割)	
I：新規に訪問看護計画書を作成し病院・診療所等から退院した日に訪問看護を行った場合 II：新規に訪問看護計画書を作成し病院・診療所等から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合					
長時間訪問看護加算(回)		300単位	3,126円	313円(1割) 626円(2割) 938円(3割)	
特別管理加算の方が対象で、サービスの通算 時間が1時間30分以上になる場合					
看護・介護職員連携強化加算(月)		250単位	2,605円	261円(1割) 521円(2割) 782円(3割)	
指定訪問介護事業所と連携したんの吸引等の特定行為業務を円滑に行うための支援を行った場合					
緊急訪問看護加算Ⅱ(月)		574単位	5,981円	599円(1割) 1,197円(2割) 1,795円(3割)	
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること					
退院時共同指導加算 (退院時1回又は2回)		600単位	6,252円	626円(1割) 1,251円(2割) 1,876円(3割)	
病院等の施設に入院(所)中の者が退院(所)にあたり、退院時の共同指導を行い退院後訪問看護に行った場合					
複数名訪問加算(回)	30分未満	I	254単位	2,646円	265円(1割) 530円(2割) 794円(3割)
	30分以上		402単位	4,188円	419円(1割) 838円(2割) 1,257円(3割)
	30分未満	II	201単位	2,094円	210円(1割) 419円(2割) 629円(3割)
	30分以上		317単位	3,303円	331円(1割) 661円(2割) 991円(3割)
利用者の身体的理由や暴力等著しい迷惑行為等がある場合					

I : 2人の看護師によるサービス提供				
II : 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う				
ターミナルケア加算(月)		2,500単位	26,050円	2,605円(1割) 5,210円(2割) 7,815円(3割)
在宅での看取り対応				
特別管理加算(月)	I	500単位	5,210円	521円(1割) 1,042円(2割) 1,563円(3割)
	II	250単位	2,605円	261円(1割) 521円(2割) 782円(3割)
I : 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態				
II : 在宅酸素療法指導管理、真皮を超える褥瘡の状態、在宅自己導尿、在宅中心静脈栄養等				
サービス提供体制強化加算 (回)	I	6単位	65円	7円(1割) 13円(2割) 19円(3割)
	II	3単位	32円	3円(1割) 6円(2割) 9円(3割)
計画的に研修を行い、定期的に利用者に関する情報や伝達や技術指導				
看護体制強化加算(月)	I	550単位	5,963円	597円(1割) 1,193円(2割) 1,789円(3割)
	II	200単位	2,168円	217円(1割) 434円(2割) 651円(3割)
看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対して訪問看護体制を整え、尚且つ、サービス提供した場合に事業者に対して所定の単位数が加算				
専門管理加算(月)		250単位	2,605円	261円(1割) 521円(2割) 782円(3割)
専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、所定単位数に加算				
口腔連携強化加算(回)		50単位	521円	52円(1割) 104円(2割) 156円(3割)
歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供をすることで算定				

早朝(午後6時から午後10時) 夜間訪問看護加算(午前6時から午前8時)	上記の額に1回につき25%加算
深夜加算(午後10時から午前6時)	上記の額に1回につき50%加算

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■医療保険利用料

● 訪問看護基本療養費

《計算方法》 ①管理療養費 + ②基本療養費(医療もしくは精神医療) + ③加算(該当項目のみ)

①管理療養費 : 《医療・精神医療》

管理療養費		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合)	1～3以外の場合	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降の訪問の場合)	訪問看護管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円

②管理療養費 : 《医療》

基本療養費			利用料金 (円/回)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師 週4日以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師 週3日まで		5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師 週4日以降		6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護師同一日 2人	3日目まで/週	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		4日以降/週	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	看護師同一日 3人以上	3日目まで/週	2,780円	278円	556円	834円
		4日以降/週	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師同一日 2人	3日目まで/週	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		4日以降/週	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	准看護師同一日 3人以上	3日目まで/週	2,530円	253円	506円	759円
		4日以降/週	3,030円	303円	606円	909円
訪問看護基本料療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた 一時的な外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病 等は入院中に2回		8,500円	850円	1,700円	2,550円

②基本療養費 : 《精神医療》

②基本療養費　：《精神医療》基本療養費				利用料金	利用者負担額		
					1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日まで	30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満		4,250円	425円	850円	1,275円
	看護師 週4日以降	30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満		5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師 週3日まで	30分以上		5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満		3,870円	387円	774円	1,161円
	准看護師 週4日以降	30分以上		6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満		4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物への訪問	看護 師 同 一 日 2人	3日目ま で/週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		4日以降/ 週	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	看護師同 一日 3人以上	3日目ま で/週	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
			30分未満	2,130円	213円	426円	639円
		4日以降/ 週	30分以上	3,280円	328円	656円	984円
			30分未満	2,550円	255円	510円	765円
	准看護師 同 一 日 2人	3日目ま で/週	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		4日以降/ 週	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
			30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
	准看護師 同 一 日 3人以上	3日目ま で/週	30分以上	2,530円	253円	506円	759円
			30分未満	1,940円	194円	388円	582円
		4日以降/ 週	30分以上	3,030円	303円	606円	909円
			30分未満	2,360円	236円	472円	708円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める疾病 等は入院中に2回			8,500円	850円	1,700円	2,550円

《③加算 : 医療・精神医療》

			料金	利用者負担額		
				(1 割)	(2 割)	(3 割)
難病等複数訪問加算	1 日 2 回まで	2 人以下:4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
		3 人以上:4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
	1 日 3 回目以降	2 人以下:8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
		3 人以上:7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	
上記①②に該当または特別訪問看護指示書の交付を受けた者						
緊急時訪問看護加算 (1 回に限り)	月 14 日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円	
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
利用者、家族などの求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った場合に算定						
特別管理加算	I	月 1 回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	II		2,500 円	250 円	500 円	750 円
I：在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用中的者 II：上記②のうち、上記 I に該当にしない者						
ターミナルケア療養費 1	死亡月	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
在宅で死亡した利用者または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行うことで算定						
複数名訪問加算	同行:看護師 週 1 回まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
対象者は上記①②③で一時的に頻回の訪問看護を行う必要を認めた者 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為などが認められる者 利用者の身体的理由で 1 人の看護師などによる訪問看護が困難と認められる者						
長時間訪問加算(日)	月 1 回	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
上記②もしくは③、特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者、90 分を超える訪問看護を行った場合						
退院時共同指導加算	1 回	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、病院等から退院・退所する利用者に、入院していた病院等の医師と職員(看護師、看護師の指示を受けた准看護師)と共同して指導を行うことで算定 上記①②であれば 2 回算定						
退院時支援指導加算	※1	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
	※2	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
※1 看護師が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定 上記①②に該当し、長時間の訪問の場合 ※2 上記以外の場合						

特別管理指導加算	1 回	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、上記②に該当する利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定					
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
利用者の状態の急変などに伴い、主治医の求めにより看護師等が関係職種とともにカンファレンスを行い、共同で利用者に指導した場合に算定					
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問診療を実施している医療機関、訪問歯科診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している調剤薬局等の医療関係職種間で、月 2 回以上、文書により情報共有を行う場合					
訪問看護医療 D X 情報活用加算	月 1 回	50 円	5 円	10 円	15 円
健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通してオンラインでの資格確認を行った場合に算定					
訪問看護情報提供療養費	1	1,500 円/月	150 円	300 円	450 円
	2	1,500 円/年度	150 円	300 円	450 円
	3	1,500 円/月	150 円	300 円	450 円
保険医療機関に入院又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたり、訪問看護ステーションが、当該保険医療機関に情報を提供した場合					
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	月 1 回	780 円	78 円	156 円	234 円
医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある場合に、訪問看護管理療養費を算定している利用者に算定					
乳幼児加算 (6 歳未満) (1 日 1 回限り)	※1	1,800 円	180 円	360 円	540 円
	※2	1,300 円	130 円	260 円	390 円
※1 超重症児 (判定基準 25 点) 又は準超重症児 (判定基準 10 点～24 点) 上記①②に該当する小児					
※2 上記以外					
早朝・夜間訪問看護加算 (6～8 時:10～22 時)		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算 (22～6 時)		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
24 時間対応体制加算 (1 月あたり)		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の説明を受け、貴訪問看護ステーションの 24 時間連絡体制により緊急時の場合の電話相談又は訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。					
同意日： 年 月 日					
氏名： 印					
続柄： 本人・() 印					

《③加算 : 精神医療》

加算項目		利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
精神科複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科緊急訪問看護加算	1日につき(月14日目まで)	2,650円	265円	530円	795円
精神科緊急訪問看護加算	1日につき(月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算(90分超)	1日/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満の場合を除く)	①看護師2人以下	1日に1回	4,500円	450円	1,350円
		1日に2回	9,000円	900円	1,800円
		1日に3回以上	14,500円	1,450円	2,900円
	②看護師と 准看護師	1日に1回	3,800円	380円	760円
		1日に2回	7,600円	760円	1,520円
		1日に3回以上	12,400円	1,240円	2,480円
	③看護師と看護補助者 もしくは精神保健福祉士が 同行 ※週1回に限る	3,000円	300円	600円	900円
精神科重症患者支援管理連携加算イ	月1回	8,400円	840円	1,680円	2,520円
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	月1回	5,800円	580円	1,160円	1,740円

【医療保険の加算】

＜①別表7 厚生労働大臣が定める疾病等＞

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

＜②別表8 厚生労働大臣が定める状態等に該当＞

在宅悪性腫瘍など患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテル・胃瘻を使用している状態、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門または人口膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

＜③15歳未満の超重症児又は準超重症児＞

超重症児とは、超重症児（者）判定基準による運動機能が座位までであり、かつ判定スコアの合計が 25 点以上の者、準超重症児とは、判定基準による運動機能が座位までであり、かつ超重症児（者）判定スコアが 10 点以上 25 点未満

■その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5km毎	100円
-----	--	------

※サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■保険適用外利用料

	営業時間内 (8～18 時)	早朝 (6～8 時) 夜間 (18～22 時)	深夜 (22～8 時)
30 分未満の訪問	5, 000 円	6, 500 円	7, 500 円
30 分以上 90 分未満の訪問	9, 000 円	11, 250 円	13, 200 円
超過時間利用料	2, 000 円 (1 回のご利用が 90 分を超えた場合)		
死後の処置料	20, 000 円	25, 000 円	

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用前日の営業終了時間までにご連絡があった場合	無 料
利用当日にご連絡の場合	利用者負担金の 50%の額
ご連絡がなく訪問した場合	利用者負担金の 100%の額

■利用料等のお支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、翌月の末日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。

現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

京都中央信用金庫 黄檗支店
普通預金口座(口座番号 0125259)
口座名義 カ) ブリッジ

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

株式会社 BRIDGE が開設する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者という。」）で、主治の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続出来る様に支援する。また事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待及び身体拘束の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(3) その他

採用時研修・・・訪問看護及び介護・福祉・接遇・事故発生時対応等についての研修を行う。従業員研修を年1回以上、訪問看護及び介護・福祉についての研修を行う。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置する。

当事業所 相談窓口	責任者：高井 萌々香 受付時間：8：30～17：30（平日のみ） 連絡先：電話 0774-27-7197 FAX 0774-27-7199 面接（当事業所1階相談室） 苦情箱：入り口に設置
宇治市介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0774-22-3141
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090
伏見区役所 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-611-2278
久御山町長寿健康課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：075-631-9903

(2) 苦情処理の体制及び手順等

- ・利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告する。
- ・提供したサービス又は個人情報に関する利用者からの相談及び苦情に迅速に対応するため、苦情処理対応マニュアルに沿って処理対応を行う。
- ・利用者からの苦情に関して府及び市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、府及び市町村又は国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じる。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行う。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

- 1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示。介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所に連絡する。

11 虐待及び身体拘束防止に関する事項

1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待・身体拘束の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待及び身体拘束を防止するための職員に対する定期的な研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ 虐待及び身体拘束の防止のための指針整備
- ④ 虐待及び身体拘束の防止のための対策を検討する委員会の設置と定期的研修を行い、職員への周知徹底を行う
- ⑤ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定める。【責任者：高井 萌々香】

2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

12 ハラスメントに関する事項

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント対策委員会を設置し、職場内及び訪問先において利用者及び職員に対する以下のハラスメントの防止のために必要な措置を講じる。ここでいうハラスメントとは行為者を限定せず、優越的な地位又は関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記1～3のいずれかの行為に該当するものとする。

- 1 身体的な力を使って危害を及ぼす行為(回避して気概を免れた場合も含む)
(パワー・ハラスメント、カスタマ・ハラスメント、他)
- 2 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
(パワー・ハラスメント、カスタマ・ハラスメント、他)
- 3 意に添わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
(セクシャル・ハラスメント)

13 認知症ケア

当事業所は、利用者の認知ケアの為、次の措置を講ずる。

1. 当事業所の全従業員へ、認証ケアに関する研修を定期的実施する。また認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし実施する
2. 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。
3. パーソン・センタード・ケア(いつでも、どこでも、その人らしく)本人の自由意思を尊重したケアを実践する。

14 業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための委員会の設定、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、委員会の計画のもと必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(天災等不可抗力時)

1. 本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者はお客様に対して本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者はお客様に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合がある。

15 衛生管理

1. 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は事業所において感染症が発生又は、蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施し、感染対策の資質向上に努める。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業所では、安全でより良いサービスを提供する為、又他の居宅サービスと連携を図る為に、サービス担当者会議においてケアマネジャーや他のサービス担当者等に、ご利用者又は、ご家族の個人情報を提供する場合があります。なお個人情報の利用は、サービス提供に必要な範囲とし、サービス担当者等は、業務上知り得た個人情報を漏らすことが無い様に、法律で義務付けられています。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明を行いました。

年月日: 年 月 日

事業者: 所在地 京都府宇治市五ヶ庄新開 14 番地 31
 事業者(法人)名 株式会社 BRIDGE
 事業所名 訪問看護ステーション ありがとう
 事業所番号
 代表者名 原田 健太 印

説明者: 職 名 管理者
 氏 名 高井 萌々香 印

私は、「訪問看護ステーション ありがとう」から訪問看護サービスについて重要事項及び個人情報の取り扱いの説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

年月日： 年 月 日

利用者本人： 住 所
氏 名 印

ご家族様・代理人： 住 所
氏 名 印